

令和7年度
君津市省エネルギー設備等導入促進事業補助金のご案内



君津市
マスコットキャラクター
きみぴょん

君津市 経済環境部 環境保全課
0439-56-1296
kankyo-h@city.kimitsu.lg.jp

目 次

補助の概要	1
補助対象となる設備	1
補助対象設備を導入する住宅における併設設備	3
補助対象者	3
補助金額の算出方法	5
申請手続きの流れ	7
1 交付申請（申請者→市）	8
2 交付決定（市→申請者）	13
3 交付請求（申請者→市）	13
4 補助金の口座振込（市→申請者）	13
処分の制限	14

【補助の概要】

君津市では、家庭における脱炭素の取組を支援することで、地球温暖化対策の推進を図るため、住宅用設備等を導入する方に対し、予算の範囲内において、導入費の一部を補助します。

令和7年度の補助対象設備、予算配分額及び受付期間については、以下のとおりです。

補助対象設備	予算配分額	受付期間
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	8,890 千円	〈申請受付期間〉 令和7年4月1日(火曜日) から 令和8年3月2日(月) まで
定置用リチウムイオン蓄電システム		
窓の断熱改修		
電気自動車		
プラグインハイブリッド自動車		
V2H充放電設備		

- ・申請受付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ・申請受付は先着順とし、予算額に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。その場合は、すでに補助対象設備を導入済みで提出書類がそろっていても受付できませんので、ご了承ください。
- ・先着順とは、来庁順ではありません。正式に受付が完了した順となりますので、ご注意ください。提出書類に不備などがある場合は、すべてそろってからの受付となります。

【補助対象となる設備】

以下の要件を全て満たす設備が対象になります。

《共通》

- すべて未使用品であること

《家庭用燃料電池システム(エネファーム)》

- 燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること
- 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること
- 停電時自立運転機能を有するものであること

《定置用リチウムイオン蓄電システム》

- リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること
- 国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること

《窓の断熱改修》

- 「既築」住宅の改修において設置されるものであること

- 国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること
- 1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること
補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、ガレージ等
※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいい、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められません。
例：リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。
※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修不要です（ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできます）。
※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできます。

《電気自動車》

- 電池によって駆動される電動機のみを原動機とする内燃機関を併用しない四輪自動車であること
- 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること
- 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものであること
※中古輸入車の初度登録車は、補助対象外です。
- 自動車検査証に以下の記載があること
登録年月日又は交付年月日：補助金の交付を受ける年度内の日付
※初度登録（検査）年月と同年同月である場合に限りです。
用途：乗用
自家用事業用の別：自家用
燃料の種類：電気
使用の本拠：君津市内の住所

《プラグインハイブリッド自動車》

- 電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪自動車であること
- 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること
- 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものであること
※中古輸入車の初度登録車は、補助対象外です。
- 自動車検査証に以下の記載があること
登録年月日又は交付年月日：補助金の交付を受ける年度内の日付

※初度登録（検査）年月と同年同月である場合に限りです。

用途：乗用

自家用事業用の別：自家用

燃料の種類：ガソリン・電気又は軽油・電気

使用の本拠：君津市内の住所

《V2H充放電設備》

- 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であること
- 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること

【補助対象設備を導入する住宅における併設設備】

補助対象設備を導入する住宅における併設設備の要件は、以下のとおりです。

《定置用リチウムイオン蓄電システム》

- 市への申請日までに住宅用太陽光発電システムが設置されていること
- ※接続する住宅用太陽光発電システムは、新設・既設を問いません

《電気自動車、プラグインハイブリッド自動車》

- 市への申請日までに住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に導入し、当該設備で発電した電気を補助対象となる自動車に給電できること
- 市への申請日までにV2H充放電設備を設置する住宅に導入すること
(V2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときのみ)

《V2H充放電設備》

- 市への申請日までに住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に設置すること
- 市への申請日までに電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入された住宅に設置すること

【補助対象者】

以下の要件を全て満たす方が対象になります。

《共通》

- 本人及び本人が属する世帯の構成員に市税の滞納がないこと。
- 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること
※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者である場合を含みます。
- 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと

《共通（リースの場合のみ）》

- 設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと
- リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元する契約であること
- 次のいずれかを満たす契約であること

- (1) リース期間が財産処分制限期間(P. 14 参照)以上の契約となっていること
- (2) (1)を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること

《家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム》

- 市内に住所を有する個人であること
- 申請者以外に住宅の所有者がいる場合、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること
- 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、同種の補助金の交付を受けていないこと
ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りではない。

《定置用リチウムイオン蓄電システム》

- 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと

《窓の断熱改修》

申請者が「個人」である場合

- 市内に住所を有する個人であること
- 申請者以外に住宅の所有者がいる場合、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること
- 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、補助事業と同種の補助金の交付を受けていないこと

申請者が「マンション管理組合等」である場合

- 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合等であること
- 補助対象設備を設置するマンション等において、同じ種類の補助対象設備に対し、同種の補助金の交付を受けていないこと

《電気自動車・プラグインハイブリッド自動車》

- 市内に住所を有する個人であること
- 過去に同一の住宅において、自らが導入する補助対象自動車と同じ種類の自動車に対し、申請者が同種の補助金の交付を受けていないこと

《V2H充放電設備》

- 市内に住所を有する個人であること
- 申請者以外に住宅の所有者がいる場合、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること
- 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、同種の補助金の交付を受けていないこと

【補助金額の算出方法】

補助金額の算出方法は、以下のとおりです。

《共通》

- 補助金額は、申請者が負担する設置費等の額を上限とする。
 ※値引き等により補助対象設備等に関する設置費の負担がない場合は、補助対象外です。
 例：新築の請負契約において、定置用リチウムイオン蓄電システムを無償で設置する場合
- 消費税及び地方消費税相当額は、設置費等から控除する（補助対象経費に含まれない）
- 国その他の団体からの補助金を設置費等に充当する場合、補助金額は、補助対象経費から当該補助金の額を控除し算出された額とする。
- 補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

《各補助対象設備における補助金額及び補助対象経費》

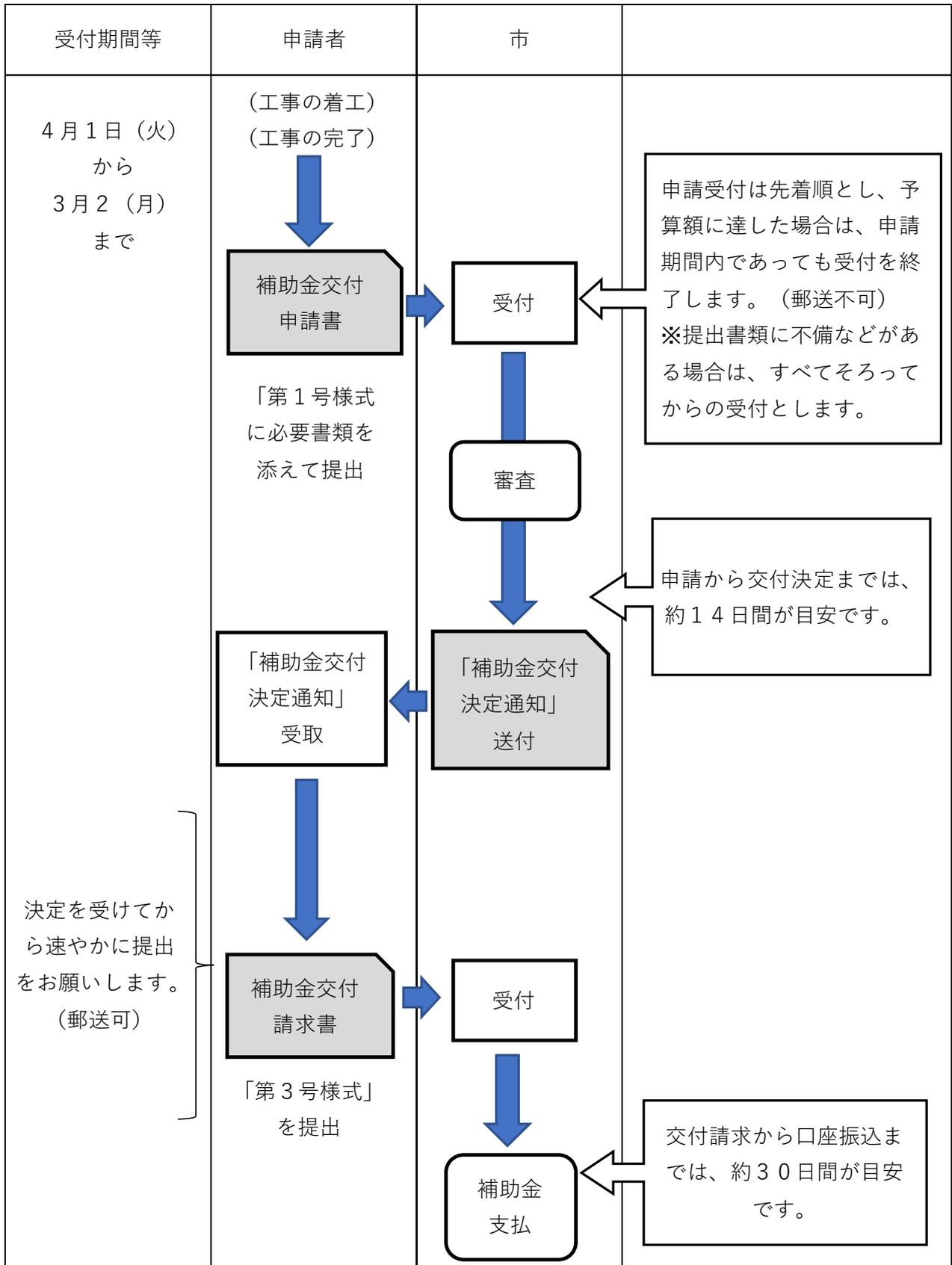
- 各補助対象設備における補助金額及び補助対象経費は、以下のとおりです。

補助対象設備	補助金額	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限10万円	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	<p>〈申請者が「個人」である場合〉 補助対象経費×1/4 （上限8万円）</p> <p>〈申請者が「マンション管理組合等」である場合〉 補助対象経費×1/4 （上限8万円×改修を行う戸数）</p>	<p>設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。</p> <p>※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。</p> <p>※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドアに付属する窓及びガラス等についても、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。</p>

		※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。
電気自動車	<p>〈住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合〉 上限15万円</p> <p>〈住宅用太陽光発電システムを併設する場合〉 上限10万円</p>	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	<p>〈住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合〉 上限15万円</p> <p>〈住宅用太陽光発電システムを併設する場合〉 上限10万円</p>	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 (上限25万円)	V2H充放電設備本体の購入費

【申請手続きの流れ】

申請手続きの流れは、以下のとおりです。



1 交付申請（申請者→市）

補助対象設備の導入後、下記の必要書類をすべてそろえて君津市役所4階環境保全課に提出してください。（郵送不可）

〔交付申請に必要な書類〕

《共通》

- 君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 補助対象設備の概要（別記第1号様式別紙1）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書^{※1}又は注文書^{※2}等の写し
※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写しを提出してください。
※2 原則として、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合に限りません。
- 貸与料金の算定根拠明細書（別記第1号様式別紙2）
※補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要です。
- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
※電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合は不要です。
- 世帯全員の住民票の写し
※本市に住所登録されている場合は、不要です
- 同意書（別記第1号様式別紙3）
- 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
※補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要です
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類^{※1}・内訳書^{※2}の写し^{※3}
※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要です。
※2 当該導入費用の内訳が不明である場合は、内訳を明らかにする書類の添付が必要です。
※3 クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証する書類（支払い証明書）」を提出してください
- その他
※必要に応じて別途書類を求めることがあります。

《家庭用燃料電池システム（エネファーム）》

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

設備全体と型式が確認できる写真

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

下記のいずれかの書類を提出してください。

・メーカー発行の保証書の写し

・メーカー発行の出荷証明書の写し

※メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できれば、書類の名称は問いません（例：納品書）。なお、問屋などからの証明書でも可とします。

・メーカー発行の出荷検査成績書の写し（検査日の記載があるものに限る）

《定置用リチウムイオン蓄電システム》

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

設備全体と型式が確認できる写真

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

下記のいずれかの書類を提出してください。

・メーカー発行の保証書の写し

・メーカー発行の出荷証明書の写し

※メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できれば、書類の名称は問いません（例：納品書）。なお、問屋などからの証明書でも可とします。

・メーカー発行の出荷検査成績書の写し（検査日の記載があるものに限る）

- 住宅用太陽光発電システムを併設していることを証する書類

下記のいずれかの書類を提出してください。

・売電明細（売電額は0円でも可）の写し

・接続契約のご案内の写し

・保証書の写し

・特定契約締結に係る書類の写し

・住宅用太陽光発電設備を導入した住宅の全景と太陽光パネルが導入されていることが確認できる写真

《窓の断熱改修》

- 補助対象設備の設置工事着工前・着工後の現況写真

※窓の断熱改修の場合の写真の撮影方法については、別添1を参照してください。

- 補助対象設備の設置図面（平面図、立面図）

※窓の断熱改修の場合の図面については、別添2を参照してください。

□ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

下記のいずれかの書類を提出してください。

・メーカー発行の保証書の写し

・メーカー発行の出荷証明書の写し

※メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できれば、書類の名称は問いません（例：納品書）。なお、問屋などからの証明書でも可とします。

・メーカー発行の出荷検査成績書の写し（検査日の記載があるものに限る）

・窓の性能を証明する書類の写し（補助対象が窓の断熱改修の場合のみ可）

□ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、資格確認書、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限る）

□ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限る）

別添1（写真の撮影方法）

- ・ 必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ・ 対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、
 - ・ 工事作業中の写真も撮影してください。
 - ・ 新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- ・ 工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・ 設置したすべての窓を撮影してください。
- ・ 設置した窓全体を撮影してください。
- ・ カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・ 設置した窓の位置が分かるようにしてください（別添2（平面図・立面図の提出方法）をご参照ください）。

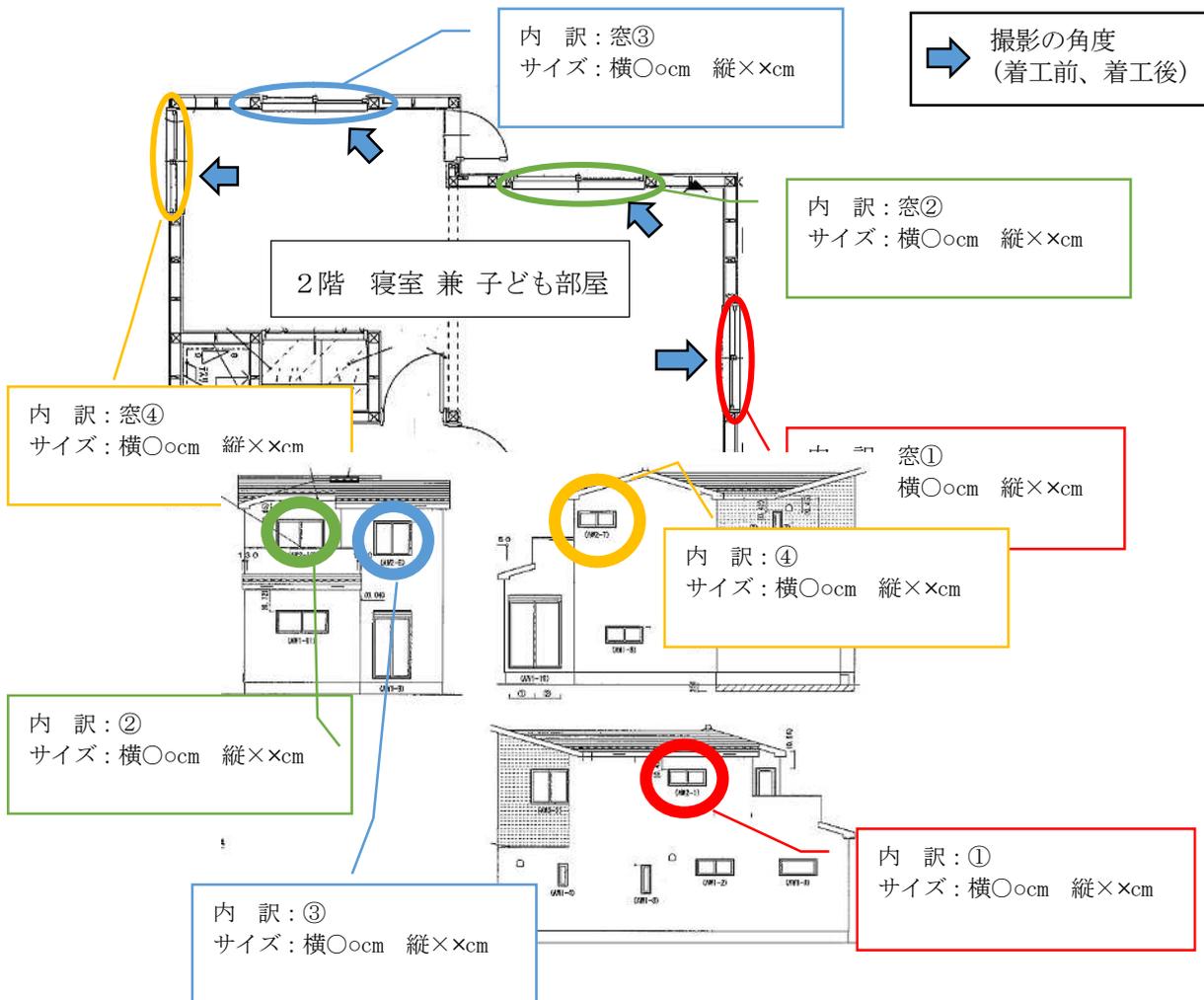
別添2（平面図・立面図の提出方法）

平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

【工事請負契約書等の内訳】 ※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図・立面図の例】



《電気自動車、プラグインハイブリッド自動車》

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
車両全体とナンバープレートを確認できる写真（保管場所において撮影したもの）
- 発電した電気を電気自動車等に充電できることを証する書類
下記のいずれかの書類を提出してください。
 - ・給電設備の保証書の写し
 - ・給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
- 住宅用太陽光発電システムを併設していることを証する書類
下記のいずれかの書類を提出してください。
 - ・売電明細（売電額は0円でも可）の写し
 - ・接続契約のご案内の写し
 - ・保証書の写し
 - ・特定契約締結に係る書類の写し
 - ・住宅用太陽光発電設備を導入した住宅の全景と太陽光パネルが導入されていることが確認できる写真
- 自動車検査証記録事項の写し

《電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車のうち、V2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合》

- V2H充放電設備を設置していることを証する書類
下記のいずれかの書類を提出してください。
 - ・保証書の写し
 - ・設置状況及び設置機器が確認できる写真

《V2H充放電設備》

- 自動車検査証記録事項の写し
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
設備全体と型式が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
下記のいずれかの書類を提出してください。
 - ・メーカー発行の保証書の写し
 - ・メーカー発行の出荷証明書の写し

※メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できれば、書類の名称は問いません（例：納品書）。なお、問屋などからの証明書でも可とします。

- ・メーカー発行の出荷検査成績書の写し（検査日の記載があるものに限る）

□ 住宅用太陽光発電システムを併設していることを証する書類

下記のいずれかの書類を提出してください。

- ・売電明細（売電額は0円でも可）の写し
- ・接続契約のご案内の写し
- ・保証書の写し
- ・特定契約締結に係る書類の写し
- ・住宅用太陽光発電設備を導入した住宅の全景と太陽光パネルが導入されていることが確認できる写真

2 交付決定（市→申請者）

審査の後、補助金交付の可否について、文書にて申請者に通知します。

※申請から交付決定までは、約14日間が目安です。

3 交付請求（申請者→市）

補助金の決定を受けた方は、速やかに「君津市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付請求書（別記第3号様式）」に記入・押印の上、君津市役所4階環境保全課へ提出してください（郵送可）。

4 補助金の口座振込（市→申請者）

補助金を指定の口座に振り込みます。

※交付請求から口座振込までは、約30日間が目安です。

【処分の制限】

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理を行ってください。

また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産処分制限期間[※]が設けられています。財産処分制限期間を経過する前に補助対象設備を処分する場合は、環境保全課までご相談ください。

※補助対象設備ごとの処分制限期間

・家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
・定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
・窓の断熱改修	10年
・電気自動車	4年
・プラグインハイブリッド自動車	4年
・V2H充放電設備	5年